

議案第37号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前													
(減免) 第4条 [略] 2・3 [略] 4 市長が特に必要があると認める建築物については、別表第14項、第14項の2及び第15項から第51項の9までに規定する手数料を免除する。		(減免) 第4条 [略] 2・3 [略] 4 市長が特に必要があると認める建築物については、別表第14項、第14項の2及び第15項から第51項の7までに規定する手数料を免除する。													
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～51の6 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51の7 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の12第6項の規定による既存の建築物に対する接道義務制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</td> <td>1件につき 27,000円</td> </tr> <tr> <td>51の8 令第137条の12第7項の規定による既存の建築物に対する道路内建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</td> <td>1件につき 27,000円</td> </tr> </tbody> </table>		事務の種類	手数料の額	1～51の6 [略]		51の7 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の12第6項の規定による既存の建築物に対する接道義務制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円	51の8 令第137条の12第7項の規定による既存の建築物に対する道路内建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～51の6 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事務の種類	手数料の額	1～51の6 [略]	
事務の種類	手数料の額														
1～51の6 [略]															
51の7 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の12第6項の規定による既存の建築物に対する接道義務制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円														
51の8 令第137条の12第7項の規定による既存の建築物に対する道路内建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円														
事務の種類	手数料の額														
1～51の6 [略]															

51の9 [略]	[略]
51の10 [略]	[略]
51の11 [略]	[略]
51の12 [略]	[略]
52～56 [略]	
57 [略]	[略]
58 [略]	[略]
59 [略]	[略]
60 [略]	[略]
61～72 [略]	
73 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 (1)・(2) [略]	[略]
74～79 [略]	
80 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> （平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付に対する手数料 (1)・(2) [略]	[略]

備考

- 1～3 [略]
- 4 第61項、第62項、第63項の2及び第63項の3において「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第5条第1項から第7項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する1の建築物の延べ面積（令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。
- 5 第68項から第69項までにおいて「床面積の合計」とは、低炭素建築物新築等計画の

51の7 [略]	[略]
51の8 [略]	[略]
51の9 [略]	[略]
51の10 [略]	[略]
52～56 [略]	
57 <u>租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第2項の規定による特定の民間再開発事業認定の申請に対する審査</u>	1件につき 3 1,000円
58 [略]	[略]
59 [略]	[略]
60 [略]	[略]
60の2 [略]	[略]
61～72 [略]	
73 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 (1)・(2) [略]	[略]
74～79 [略]	
80 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> （平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付に対する手数料 (1)・(2) [略]	[略]

備考

- 1～3 [略]
- 4 第61項、第62項、第63項の2及び第63項の3において「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第5条第1項から第7項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。
- 5 第68項から第69項までにおいて「床面積の合計」とは、低炭素建築物新築等計画の

認定申請及び低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に係る部分の床面積の合計（令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。

6・7 [略]

認定申請及び低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に係る部分の床面積の合計（建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。

6・7 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第57項を削り、第58項を第57項とし、第59項を第58項とし、第60項を第59項とし、第60項の2を第60項とする改正は、公布の日から施行する。